平成２４年（フ）第７３号
福島県いわき市平字愛谷町３丁目３番地の１
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第５５２号
神奈川県秦野市緑町15番26号、前住所神奈川県大和市上草柳８丁目２番22号
債務者　里見健太郎
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５６３号
神奈川県伊勢原市高森４丁目12番13号
債務者　中野　利佳
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５７７号
神奈川県中郡大磯町大磯132番地６
債務者　三宅めぐみ
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２０３３号
愛知県日進市香久山３丁目1105番地１　ＬＥＡＶＡＳ102
債務者　中島　理絵
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０４号
京都府城陽市平川広田５番地の42
債務者　魚菊鮮魚店こと　尾下　和隆
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９２７号
京都市伏見区深草小久保町295番地１　ひまわり整骨院２Ｆ
債務者　いでの鍼灸接骨院こと　出野　雅昭
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３９号
京都市南区四ツ塚町78番地　マリネットＡ一ワン506号
債務者　内田　秀子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７２号
京都市南区久世東土川町200番地23
債務者　柳原　博美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０３号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目４番20号プチメゾン泉301号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番７―208号
債務者　摂瑛斫業こと　濱田　博和
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１６号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目２番22号ファミール北園和103
債務者　松井　　博
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１７号
大阪市城東区今福西２丁目13番16―803号、申立時の住所兵庫県姫路市大津区真砂町47番地１　Ａ・ＢＬＤ３Ｆ
債務者　長谷川優子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７５号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　市川住宅２棟307号
債務者　岡林　義郎
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７６号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　市川住宅２棟307号
債務者　岡林喜恵子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４２０号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目２番地　姫路夢前台住宅１号棟107号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区西蒲田842番地　エールコーポレーション内
債務者　森田　　彰
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４７０号
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町１丁目75番地
債務者　高松　豊子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４７７号
兵庫県相生市相生４丁目１番12号
債務者　久我　民子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部